（様式）

 　　　年　　　月　　　日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーⅢ飛行）

[ ] 新規　　[ ] 更新※１　　[ ] 変更※２

国　土　交　通　大　臣　殿

　　　　　氏名又は名称

及び住所

並びに法人の場合は代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　 （連絡先）

航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第２項の規定による許可又は同法第132条の86第３項の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 飛行の目的 | [ ] 業務 | [ ] 空撮　　[ ] 報道取材　　[ ] 警備　 　[ ] 農林水産業[ ] 測量　　[ ] 環境調査　　[ ] 設備メンテナンス[ ] インフラ点検・保守　　[ ] 資材管理　　[ ] 輸送・宅配[ ] 自然観測　　[ ] 事故・災害対応等 |
| [ ] 趣味 |
| [ ] 研究開発 |
| [ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 飛行の日時※３ |  |
| 飛行の経路※４（飛行の場所） |  |
| 飛行の高度 | 地表等からの高度 | ｍ | 海抜高度 | ｍ |
| 申　請　事　項　及　び　理　由続き | 飛行禁止空域の飛行（第132条の85関係）続き | [ ] 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称　　　　　　　　　　）[ ] 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称　　　　　　　　　　）□国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域[ ] 地表又は水面から150ｍ以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30ｍ以内の空域を除く。）[ ] 人又は家屋の密集している地域の上空 |
| 【飛行禁止空域を飛行させる理由】 |
| 飛行の方法（第132条の86関係） | [ ] 夜間飛行　　　[ ] 目視外飛行[ ] 人又は物件から30ｍ以上の距離が確保できない飛行[ ] 催し場所上空の飛行　　　[ ] 危険物の輸送　　　[ ] 物件投下 |
| 【第132条の86第２項第１号から第６号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】 |
| 無人航空機の登録記号※５ | 登録記号 |  |
| [ ] 別添資料のとおり。[ ] 変更申請であって、かつ、当該事項に変更がない。 |
| 無人航空機の型式及び機体認証に関する事項※５ | 型式※６ |  |
| 第一種機体認証書番号※７ |  |
| [ ] 別添資料のとおり。[ ] 申請する飛行の内容が使用条件等指定書で指定された使用の条件の範囲内であることを確認した。※７[ ] 変更申請であって、かつ、当該事項に変更がない。 |
| 無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明に関する事項※８ | 無人航空機を飛行させる者 |  |
| 一等技能証明※９ | 技能証明書番号 |  |
| 限定事項 | 種類 |  |  |  |
| 総重量 |  |  |  |
| 飛行の方法 |  |  |  |
| [ ] 別添資料のとおり。[ ] 申請する飛行の内容が限定事項の範囲内であることを確認した※９。[ ] 変更申請であって、かつ、当該事項に変更がない。 |
| 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項 | [ ] 「安全確保措置検討のための無人航空機の運航リスク評価ガイドライン」に基づき作成した飛行マニュアル（別添）を使用する。[ ] 変更申請であって、かつ、当該事項に変更がない。 |

（次頁に続く）

|  |  |
| --- | --- |
| その他参考となる事項 | 【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】　　許可承認番号：　　許可承認日：　　※許可承認書の写しを添付すること。 |
| 【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】[ ] 加入している（[ ] 対人　[ ] 対物）保険会社名：商　品　名：　　補償金額：（対人）　　　　　（対物）[ ] 加入していない　→　賠償能力　[ ] 有　内容（　　　　　　　　　　）　[ ] 無 |
| 【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条の85第１項第１号に掲げる空域における飛行に限る。）】[ ] 空港設置管理者等　調整機関名：　調整結果：[ ] 空域を管轄する関係機関　調整機関名：　調整結果： |
| 【催しの主催者等との調整結果（催し場所上空の飛行に限る。）】　催し名称：　主催者等名：　調整結果： |
| 備　　　考 | 【緊急連絡先】　担当者　：　電話番号： |

（次頁に続く）

※１　更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。

※２　変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号」、「無人航空機の型式及び機体認証に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。

※３　飛行の日時を特定し記載すること。

※４　飛行の経路を特定し記載すること。

※５　複数機を飛行させる場合は、別添資料を添付すること。

※６　型式の項目については、型式認証を受けている場合のみ記載する。

※７　第一種機体認証書番号の項目については、記載を必須とする。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書で指定された使用の条件の範囲内であることを確認すること。

※８　複数者が操縦する場合は、別添資料を添付すること。

※９　一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明の項目については、記載を必須とする。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。

（カテゴリーⅢ飛行申請用参考様式）

　別添資料〇

**飛行の経路**

（詳細図）

（カテゴリーⅢ飛行申請用参考様式）

　別添資料〇

**無人航空機の一覧**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 登録記号 | 型式 | 第一種機体認証書番号 | ※ |
| １ |  |  |  | [ ]  |
| ２ |  |  |  | [ ]  |
| ３ |  |  |  | [ ]  |
| ４ |  |  |  | [ ]  |
| ５ |  |  |  | [ ]  |
| ６ |  |  |  | [ ]  |
| ７ |  |  |  | [ ]  |
| ８ |  |  |  | [ ]  |
| ９ |  |  |  | [ ]  |
| 10 |  |  |  | [ ]  |
| 11 |  |  |  | [ ]  |
| 12 |  |  |  | [ ]  |
| 13 |  |  |  | [ ]  |
| 14 |  |  |  | [ ]  |
| 15 |  |  |  | [ ]  |
| 16 |  |  |  | [ ]  |
| 17 |  |  |  | [ ]  |
| 18 |  |  |  | [ ]  |
| 19 |  |  |  | [ ]  |
| 20 |  |  |  | [ ]  |

※：申請する飛行の内容が使用条件等指定書で指定された使用の条件の範囲内であることを確認し、チェックを記入すること。

（カテゴリーⅢ飛行申請用参考様式）

　別添資料〇

**無人航空機を飛行させる者の一覧**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 氏名 | 住所 | 技能証明書番号 | 限定事項 | 飛行させることができる無人航空機 | ※ |
| １ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| ２ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| ３ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| ４ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| ５ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| ６ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| ７ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| ８ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| ９ |  |  |  |  |  | [ ]  |
| 10 |  |  |  |  |  | [ ]  |

※：申請する飛行の内容が限定事項の範囲内であることを確認し、チェックを記入すること。

（カテゴリーⅢ飛行申請用参考様式）

　別添資料〇

**飛行マニュアル**

**※「安全確保措置検討のための無人航空機の運航リスク評価ガイドライン」に基づいた飛行マニュアルを作成の上、添付してください。**